

## さいたま市告示第486号

令和8年3月29日に実施する予定であったさいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙について、宅地所有者から選挙すべき委員及び借地権者から選挙すべき委員の候補者数が選挙すべき委員の数を超えないため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

令和8年3月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所管理係
- (2) 電話 048（840）6153